

平成20年度 第3回  
北九州市高齢者介護の質の向上委員会

参考資料4

介護保険制度に係る国等の動き

- ・ 介護報酬改定による介護従事者等の  
処遇改善等について

# 生活対策(抜粋)

平成 20 年 10 月 30 日

新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議

## 3. 生活安心確保対策

◇国民の生活不安の解消のため、消費者庁(仮称)の創設など消費者政策の抜本的強化等とともに、10万人程度の介護人材等の増強、出産・子育て支援、障害者・医療・年金対策を推進する。

### ○介護従事者の処遇改善と人材確保等

#### ・介護報酬改定による介護従事者の処遇改善

一 平成 21 年度の介護報酬改定(プラス 3.0%)等により介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制等

#### ・介護人材等の緊急確保対策の実施等

- 一 介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充(一定期間従事した場合の返還免除要件の緩和等)
- 一 母子家庭の母親の介護福祉士・看護師等の資格取得支援(給付金の支給期間拡大)
- 一 福祉・介護人材の参入促進のための相談・助言、潜在的有資格者等養成支援、複数事業所連携(以上障害者基金の活用)、年長フリーター等を介護人材として確保・定着させた事業者への助成、介護作業負担軽減のための設備・機器を導入する事業者へのモデル奨励金
- 一 認知症高齢者の徘徊 SOS ネットワークの GPS 利用や広域ネットワークの整備推進
- 一 外国人看護師・介護福祉士候補者への日本語研修

## 介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策

平成21年度の介護報酬改定（プラス3.0%）により介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制等。

### (内容)

○ 介護従事者の処遇の向上を図るため、プラス3.0%の介護報酬改定を実施。

○ このプラス3.0%の介護報酬改定に伴う保険料の上昇を段階的に抑制する措置を講じることとし、

21年度 改定による上昇分の全額

22年度 改定による上昇分の半額

について、被保険者の負担を国費により軽減。

- ・65才以上の者（第1号被保険者）の保険料分については、市町村に基金を設置。
- ・40～64才の者（第2号被保険者）の保険料分については、保険者団体等に交付し、同様の措置を講じる。

(所要額) 1,200億円程度

### (保険料上昇抑制のイメージ)

